令和４年度

湯前町地域防災計画書

熊本県球磨郡湯前町

目　　次

第一章　　総則
第　１節　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第　２節　防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務・・・４
第　３節　地域防災計画の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第　４節　災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第　５節　計画の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第　６節　計画の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第　７節　計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第　８節　作成の資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第　９節　計画上必要な資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第１０節　計画の周知徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第１１節　計画の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第二章　　災害予防計画
第　１節　水害・土砂災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・９
第　２節　火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第　３節　地震予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第　４節　建築物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・１２
第　５節　文化財災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第　６節　自主防災組織育成計画・・・・・・・・・・・・・・・１４
第　７節　地域防災力強化計画・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第　８節　防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第　９節　災害ボランティア活動計画・・・・・・・・・・・・・２２
第１０節　業務継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第１１節　受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第１２節　公共施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・２５

第三章　　災害応急対策計画
第　１節　組織計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第　２節　職員配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第　３節　気象予警報伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第　４節　通信設備利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
第　５節　情報収集および被害報告取扱い計画・・・・・・・・・３９

第　６節　広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第　７節　応急措置等計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第　８節　地震災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・４３
第　９節　自衛隊派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・４３
第１０節　緊急消防援助隊の出動要請・・・・・・・・・・・・・４５
第１１節　避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
第１２節　救出計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
第１３節　災害備蓄物資・資機材整備計画・・・・・・・・・・・６２
第１４節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画・・・・・・・６３
第１５節　公安整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
第１６節　食糧供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
第１７節　衣料・生活必需品等物資供給計画・・・・・・・・・・６４
第１８節　住宅応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第１９節　給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
第２０節　医療・助産計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
第２１節　防疫計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
第２２節　清掃計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
第２３節　交通対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
第２４節　輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
第２５節　障害物除去計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
第２６節　労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
第２７節　文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
第２８節　民間団体活用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
第２９節　消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
第３０節　水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
第３１節　農林部門応急技術計画・・・・・・・・・・・・・・・７５
第３２節　電力施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・７５
第３３節　廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
第３４節　建築物・宅地等対応対策計画・・・・・・・・・・・・７６

第四章　　災害応急対策計画および災害復旧・復興計画
第　１節　災害復旧・復興の基本方向・・・・・・・・・・・・・７７
第　２節　公共土木施設災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・７７
第　３節　農林業施設災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・７８
第　４節　その他の災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・８０
第　５節　被災農業の経営安定計画・・・・・・・・・・・・・・８２

第　６節　被災中小企業振興計画・・・・・・・・・・・・・・・８２
第　７節　被災者自立支援対策計画・・・・・・・・・・・・・・８２

第五章　　南海トラフ地震に関する防災対策
第　１節　対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
第　２節　関係者との連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・８４
第　３節　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
第　４節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画・・・・８５

第一章　　総　　則

第１節　目　的

本計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「基本法」という。）第４２条の規定に基づき、湯前町における防災に関し、各防災関係機関と必要な体制を確立するとともに、災害の予防応急対策および復旧に万全を図り、町民の生命・身体および財産を災害から保護し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第２節　防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務

湯前町および県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

機　関　名	事　務　又　は　業　務
熊本県	1.熊本県防災会議に関する事務 2.防災に関する施設の新設、改良および復旧対策 3.災害に関する情報の伝達、収集および被害調査 4.南海トラフ地震防災対策計画の作成指導および届出の受理 5.水防その他の応急処置 6.被災者に対する救助および救護処置 7.災害時における保健衛生、文教、治安および交通等の対策 8.その他県の所掌事務についての防災対策 9.町の災害事務または業務の実施についての援助および調整
湯前町	1.湯前町防災会議（以下「防災会議」という。）に関する事務 2.防災に関する施設の新設、改良および復旧対策 3.災害に関する情報の伝達、収集および被害調査 4.消防・水防その他の応急措置 5.被災者に対する救助および救護措置 6.災害時における保健衛生、文教および交通等の対策 7.その他湯前町の所掌事務についての防災対策 8.町内における公共団体および町民防災組織の育成指導

機　関　名		事　務　又　は　業　務
消防機関	上球磨消防署 湯前町消防団	1.火災の予防 2.消防力の強化・充実 3.危険物等の規制と安全性確保 4.火災の鎮圧およびその他の災害の軽減措置 5.災害時の救急、救助
警察機関	熊本県多良木警察署 湯前駐在所	1.町内における治安・警備および救護対策に関すること 2.災害に関する情報の収集および連絡調整に関すること
自衛隊	陸上自衛隊西部方面 特科連隊第３大隊	1.天災地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護（人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援および通信支援等）
指定地方行政機関	熊本南部森林管理署	1.国有林野等の森林治水事業および防災管理
	熊本地方気象台	1.気象、地象、水象の観測およびその成果の収集・発表 2.気象、地象（地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説 3.気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4.地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5.防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
指定公共機関および指定地方公共機関	日本郵政株式会社 （湯前郵便局）	1.災害時における郵政事業運営の確保 2.災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 ⑴被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること ⑵被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること ⑶被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること ⑷為替貯金および簡易保険業務の非常取扱いに関すること ⑸簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること 3.被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資 4.その他「災害発生時における湯前町と湯前町関係郵便局の協力に関する協定」によるもの
	西日本電信電話株式会社 （熊本支店）	1.電気通信施設の防災対策 2.災害時における非常・緊急電話の調整および気象予警報の伝達 3.特設公衆電話の設置・利用に関すること
	九州電力送配電株式会社 （人吉配電事業所）	1.電力施設の保全、保安の協力 2.災害時における電力供給の確保
	くまがわ鉄道株式会社	1.鉄道施設の防災対策 2.災害時における救助物資および人員の緊急輸送

機　関　名		事　務　又　は　業　務
その他公共的団体および防災上重要な施設の管理者	熊本県建設業協会	災害時における災害調査や仮復旧工事
	球磨地域農業協同組合 上球磨支所	1.農産関係の被害調査または協力 2.農作物等の災害応急対策についての指導 3.被災農家に対する融資、またはその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、または斡旋
	上球磨森林組合	1.林業関係の防災に対する指導および災害応急対策についての指導 2.林業関係の被害に対する融資又は斡旋
	湯前町商工会	1.商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、および斡旋等についての協力 2.災害時における物価安定についての協力、徹底 3.救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	幸野溝土地改良区	1.水路、樋門等の整備および防災管理 2.用、排水区域の水量調節
	自主防災組織	1.防災知識の普及、啓発 2.災害関連情報の収集、伝達 3.町民の避難誘導 4.避難所運営の協力
	湯前町地域婦人会	1.被災地への炊き出し等の協力 2.避難所運営の協力
	湯前町青年団	1.復旧作業および被災地への炊き出し等の協力 2.避難所運営の協力
	交通安全協会湯前町支部	災害時における交通誘導
	病院等経営者	1.避難施設の整備と避難訓練時並びに被災時における収容者保護 2.災害時における負傷者等の医療、助産救助
	金融機関	被災事業者に対する資金融資およびその他の緊急措置
	湯前町防災協力会	1.公共用施設等および下水道施設の災害調査並び修繕仮復旧等 2.停電による下水道マンホールポンプの非常用発電機の設置稼働 3.その他上記に掲げるもののほか協力できる事項
	熊本県産業資源循環協会	1.ごみ処理活動 2.し尿処理活動 3.産業廃棄物処理
	熊本県トラック協会	1.災害救助に必要な生活必需品等の輸送 2.災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送 3.瓦礫の輸送など町が必要とする応急対策業務

第３節　地域防災計画の種別

この防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画および災害復旧計画とする。

第４節　災害の想定

湯前町は、球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県西米良村と接し、西から南にかけては多良木町、北は球磨川を挟み水上村と接している。

国道２１９号と３８８号線を挟む平野部に中心部が位置しており、この中央部に密集家屋地帯が存在し、火災が発生すると多くの延焼、危険も予想される。また、球磨川や牧良川、都川、仁原川、幸野溝等の河川等が本町を縦横に貫流しており、降雨量の増加に伴い堤防の決壊がありうるので、耕地その他に被害を受けることも予想される。

水防法第１４条第１項では、国および県は洪水予報河川および水位周知河川について洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または洪水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として以下のとおり指定されている。

河川名（管理者）	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨（想定最大規模降雨）
球磨川上流部（国）	令和元年７月１日 国土交通省九州地方整備局告示第８号	球磨川上流域の１２時間総雨量５０２ｍｍ

また、本町は、東部は九州山脈の支脈を形成する森林におおわれる山間地で、九州の中央にあるため内陸性の気候をなしており、梅雨期および台風襲来時には九州山脈の連峰が壁となり雨による災害が発生することが想定される。

地震については、平成２４年度熊本県が実施した『地震・津波被害想定調査結果』が公表された。

それによると本町における最大想定震度は、布田川・日奈久断層帯では震度５強人吉盆地南縁断層帯では震度６強、南海トラフ地震では震度６弱の揺れが予測されている。地震が発生すると家屋の倒壊や中心部においては大規模な火災、山間部では土砂崩れなどが発生すると想定される。

第５節　計画の単位

１　本計画は、本町における防災対策の現況を把握して、これらに対してとるべき方向を明らかにすると共に、災害時における本町防災対策の基本計画であり、災害予防から復旧までの計画を網羅し、また従来の災害救助法および水防計画は本計画の一選とする。

２　本計画は、基本法その他防災関係諸法の趣旨に則り、各種の施策並びに計画を総合網羅し、努めて重点的実用計画とするよう配慮した。

第６節　計画の整備

今後、湯前町総合計画等により実施促進した実績を踏まえあわせて整備強化の方向を明らかにし、公共施設等についても現況を調査し方策を明らかにしていく。

第７節　計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、必要があるときはすみやかに修正しなければならない。

第８節　作成の資料

本計画の作成にあたっては、過去の災害の状況および復旧状況を詳細に検討して作成の資料とした。

第９節　計画上必要な資料

本計画の種別毎に次の書類を編纂して置くものとする。

（１）計　画
（２）説　明
（３）図　面
（４）防災の実施に必要な資料
（５）その他必要と認められる図書

第１０節　計画の周知徹底

１　本計画は、本町全職員および関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるようにするとともに、災害応急対策に必要な職員の訓練を十分行うものとする。

２　本計画のうち、特に必要な事項は、地域町民に周知徹底を図り、町民の教育訓練を十分行うものとする。

第１１節　計画の通知

地域防災計画を策定した場合は、すみやかに関係地方公共団体の関係行政機関および関係公共機関に通知するもとする。

第二章　災害予防計画

第１節　水害・土砂災害予防計画

１　水害予防

（１）砂防対策

本町には、球磨川・牧良川・ユルメキ川・沓川･都川・大谷川・仁原川等の河川が貫流しているため､豪雨の際に､河川敷への土砂の増積により堤防が決壊し、人家、耕地その他に大きな被害を与える恐れがあるので、国・県に対し浚渫工事等の施工を要望する等、災害防止に努めることとする。

（２）道路、橋梁対策

ア　道路対策

本町の道路延長は、９８ｋｍであり、そのうち崩壊・崖崩れ等の恐れがある危険箇所には防災施設を施工し、総合計画により年次的に整備に努め、国、県道における危険箇所においても、防災施設の施工を要望する等、災害防止に努めることとする。

イ　橋梁対策

国、県道および町道暗渠、橋渠の断面狭小により、災害の恐れのある箇所が見受けられた場合は､改良要望等により修繕および架け替えを行うよう努めることとする。

ウ　治水対策

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し､地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は､関係機関の協力を得て､水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定しそれに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

２　土砂災害予防

（１）土砂災害対策

本町には土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域で､土石流危険箇所に９箇所、急傾斜の崩壊危険箇所に３５箇所が指定されている。当該警戒区域ごとに次に掲げるについて、あらかじめ定めるものとし、円滑な避難行動ができるよう必要な措置を講じる。

ア　土砂災害に関する情報の収集および伝達並びに予報又は警報の発令および伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　基本法第４８条第１項の防災訓練として行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって､急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては､これらの施設の名称および所在地

オ　救助に関する事項
カ　前各号に揚げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害計画区域の指定に至らない土砂災害危険箇所等についても基本法に基づき、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報又は特別警報、警報の発表および伝達、避難、救助に関する事項について定めておく。

加えて、土砂災害から町民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組む。

３　山地災害予防

本町は、森林の面積の８割以上の森林を国と町が管理・経営しており、私有林については主に上球磨森林組合が森林の管理・経営を受託し、適切な管理・経営が行われている。

適切な森林整備により、森林の公益的機能が高まり、大雨による山地災害は少ないものの、近年の異常気象においては、山地災害が発生しており、被害軽減を図るため、引き続き適切な森林管理・経営の持続に努めるものとする。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治水対策を推進するとともに、熊本南部森林管理署や県、並びに町民等と連携した山地災害危険地区等の対策推進に取り組むものとする。

第２節　火災予防計画

１　消防力の充実強化

消防施設の整備および教養訓練の徹底による人的消防力の充実強化を図る。

（１）方針

ア　本町消防団のポンプ所有状況は、自動車ポンプ１台、可搬ポンプ１４台を所有しており、今後、防火水槽や消火栓等の整備を年次的に図る。

イ　その他各種の消防設備、機械、機具の整備を図る。

（２）計画

ア　消防力の現況

本町の消防力の現況は、下表のとおりである。　（令和４年４月末現在）

人　口	消　防　団		保　有　機　械　数		備　考
	分団数	団員数	自動車ﾎﾟﾝﾌﾟ数	可搬ﾎﾟﾝﾌﾟ数	
３，６６２人	５	２７０	１	１４	特設分団含

※団員数には機能別団員（９９名）も含む

イ　消防団の強化促進計画

消防団員の資質向上と消防技術習得のため、消防学校と連携を図り新入団員の学習実施訓練を行うようにする。他の団員については、本部・幹部団員として更に技術の習得練磨を図る。

２　消防思想の普及徹底

（１）火災予防運動

国民生活の水準向上に伴い火災は年々増加の傾向に有り、火災を未然に防止し被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推進する必要がある。

例年、全国一斉に行われる春・秋の火災予防運動にあたっては広報紙、広報車により、火災予防思想の普及に努める。

（２）予防査察

火災予防運動期間には各管轄区域の消防団員による予防巡視を行い、予防消防を擁立し、万全の体制を整える。

（３）防火管理者の講習等

学校、事業所等、消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）別表１に定める防火対象物に勤務するものおよび防火管理者に対し、同令第３条第１項第１号による講習を必要により行い、また消防計画の作成、消防計画に基づく防火通報避難訓練、消防用水又は防火活動上必要な施設の点検整備等防火管理の万全を期するよう指導する。

３　危険物火災予防

（１）危険物製造所等の現況

本町における消防法（昭和２３年法律第１８６号）の規制対象となる危険物製造所等の現況は下表のとおりである。

製造所	貯蔵所		総数
	給油取扱所	屋外貯蔵所	
０	３	１	４

（２）予防措置

危険物取扱主任の教育

実務に携わる危険物取扱責任者に対し、（財）熊本県危険物安全協会と共催し教育を実施して、その資質の向上を図り遺漏なきよう万全を期する。

第３節　地震予防計画

地震による災害を最小限に食い止めるため、町、その他防災機関による災害対策の推進はもとより町民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合う意識と行動が必要である。

このため、町などの防災機関および町民は地震に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

第４節　建築物等災害予防計画

１　耐震建築および不燃化の促進対策

「湯前町建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体および財産を保護するため、町内建築物の耐震診断および改修を促進することにより地震に対する安全性の向上を図るとともに不燃化建築物の普及啓発を図る。

２　公共建築物の耐震耐火対策

公共建築物については、耐震性能および耐震改修の状況を把握するとともに、耐震性のない建築物については、耐震診断を実施していくものとし、併せて耐震化や天井材等の非構造部の脱落防止策に取り組むものとする。

公共建築のうち老朽化による危険度の高い建物を建て替えにより新築する場合には、逐次耐震耐火建造物を建設する。

第５節　　文化財災害予防計画

１　保護の対象

本町には下表のとおり数多くの文化財があり、恵まれた自然の中に調和している。中でも国の重要文化財である城泉寺は、県下最古の木造建築物で、辻地区保存会の協力を得てその保存に努めている。その他、本町には下記のとおり町内各地に国・県・町指定の文化財がある。これらの文化財は、我々の日常生活に安らぎと潤いを与えてくれるかけがえのない財産であり、これらを火災や盗難から守り、永く後世に伝えなければならない。

町内の主要な文化財一覧（一部）

名　称	種　類	対　　象	指定	指定年月日	年　代
城泉寺	建造物	阿弥陀堂	国	S 8. 1.23	鎌　倉
	彫　刻	阿弥陀三尊像	〃	T 4. 8.25	〃
	建造物	九重石塔	〃	〃	〃
	〃	七重石塔	〃	〃	〃
	工　芸	鰐口	県	H 9. 3.14	南北朝
	史　跡	古塔記念碑	町	S54.11.16	鎌　倉
八勝寺	建造物	八勝寺阿弥陀堂	国	H14.12.26	室　町
	彫　刻	(木造薬師如来像)	町	S54.11.16	〃
	彫　刻	阿弥陀三尊像	県	S63. 3.15	〃
	彫　刻	木造天部形立像	町	S54.11.16	〃
御大師堂	彫　刻	弘法大師坐像	県	S40. 2.25	室　町
	建造物	下里御大師堂附厨子	〃	H30. 3.27	江　戸
	絵　画	板絵神像	町	S55.10.28	天正３年
宝陀寺	彫　刻	十一面観音立像	県	S62. 2.12	鎌　倉
	工　芸	鰐口	町	S55.10.28	安永３年
普門寺	彫　刻	木造六観音坐像	町	S53. 5.16	承応３年
	工　芸	棟札	〃	〃	〃
	建造物	厨子	〃	〃	〃
	〃	普門寺観音堂	〃	S55. 8.30	江戸時代
	工　芸	普門寺手洗鉢	〃	S55.10.28	享保８年
上里観音堂	彫　刻	木造聖観音立像	町	H13. 5.24	室　町
下町橋	建造物	単アーチ式(眼鏡橋)	町	S52.10. 2	明治39年
石塔等	建造物	小池家三重石塔	町	S60.10.24	鎌　倉
		林　家三重石塔	〃	〃	〃
		幸野溝普請記念碑一括	町	S63. 8.25	江戸～明治
天然記念物		権現やぼの高野槙	町	S45. 8. 1	
		毘沙門の大桧	〃	〃	
		蛇ん谷低層湿原群落	〃	S61. 1.23	

無形民俗文化財		東方太鼓踊り 浅鹿野棒踊り 球磨拳 球磨神楽	町 〃 〃 国	S44. 9. 1 〃 S58. 3.15 H25. 3.12	
登録有形文化財	建造物	明導寺本堂 湯前駅舎 高橋川橋りょう	国	H10. 9.25 H26.12.19 H26.12.19	大正 15 年 大正 13 年 〃

２　文化財の災害予防計画

（１）広く文化財の保護啓発を進め、町民の理解と認識を高める。

（２）防火管理、盗難防止体制の確立を図る。

（３）火気使用の制限。

（４）早期発見と関係機関への通報。

第６節　自主防災組織等育成計画

１　方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく制限され十分な町民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域町民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、町民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため町民は、地域町民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成および活動活性化を促進する。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域町民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

２　組織の編成単位

（１）町民が連帯感に基いて、防災活動が行える規模であること。

（２）町民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

３　組織づくり

既存の地区の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

（１）地区の自治組織の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

（２）何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

（３）婦人会、老人会、青年団、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

（４）自主防災組織の結成にあたっては、町民の中でも言葉・生活習慣の違う在留外国人の参加を促すように配慮する。

（５）リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活性化を図る。

４　活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地区の規模・態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

５　主な活動内容

（１）平常時の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　地域一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体と連携した訓練等）

（ア）避難指示等の地域への情報伝達訓練

（イ）被害情報（地域町民の安否確認含む。）の把握、町への情報伝達訓練

（ウ）避難行動要支援者等に対する避難支援訓練

（エ）避難所の運営訓練

（オ）消火訓練

ウ　情報取集伝達体制の整備

エ　火気使用設備器具等の点検

オ　防災用資機材等の備蓄、管理および使用方法の確認

カ　危険箇所の点検・情報共有

（ア）地域の見廻り

（イ）地域防災ハザードマップの作成

キ　避難行動要支援者の把握

ク　地域内にある他組織との連携促進

（２）災害時の活動

ア　地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達

イ　出火防止、初期消火の実施

ウ　地域内における避難指示等の情報伝達

エ　地域町民に対する安否確認および避難誘導

オ　避難行動要支援者への避難支援
カ　救出・救護活動への協力
キ　避難生活における避難場所、避難所の運営等
ク　見回り等による避難所以外の避難者の情報把握
ケ　避難所における給食、給水および物資配布等の協力

第７節　地域防災力強化計画

１　自助

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町は、町民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

（１）平時の取組

ア　知識等の取得
（ア）過去の災害の発生状況
（イ）気象予報警報等の種別と対策
（ウ）防災訓練等への参加

イ　事前の確認
（ア）防災マップ、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
（イ）家族等との連絡方法や集合場所
（ウ）就寝場所の安全確認
（エ）災害情報の入手方法
（オ）近隣の井戸の位置等の確認
（カ）個別受信機等のスイッチ確認

ウ　事前の備え
（ア）地震・風水害保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
（イ）防災メールサービスへの登録
（ウ）町登録制メール配信サービス
（エ）最低３日分（推奨１週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法

（オ）非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

２　共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等に　おける地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時および災害時の活動を行うよう努めるものとする。

（１）　平時の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　地域一体となった防災訓練（町等と連携した訓練等）の実施

（ア）避難指示等の地域への情報伝達訓練

（イ）被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練

（ウ）避難行動要支援者等に対する避難支援訓練

（エ）避難所の運営訓練

（オ）消火訓練等

ウ　情報の収集伝達体制の整備

エ　火気使用設備器具等の点検

オ　防災用資機材等の備蓄、管理および使用方法の確認

カ　危険箇所の点検・情報共有

（ア）地域の見廻り

（イ）地域防災ハザードマップの作成

（ウ）避難行動要支援者の把握

（エ）地域内にある他組織との連携促進

（２）　災害時の活動

ア　地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達

イ　出火防止・初期消火の実施

ウ　地域内における避難指示等の情報伝達

エ　地域町民相互による安否確認および避難誘導

オ　避難行動要支援者等に対する避難支援

カ　救出・救護活動への協力

サ　避難所の運営

シ　見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握

ス　避難所における給食・給水および物資配布等の協力

３　事業所による防災活動

事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域町民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時にすみやかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。

（１）防災体制の整備
（２）防災訓練の実施
（３）施設の耐震化・耐火化
（４）復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
（５）電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
（６）取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第８節　防災知識普及計画

１　方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・町・防災関係機関等による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する

町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

２　町職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する町長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得および判断力の養成を図り、防災体制の確立と防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、町は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

（１）教育の内容

ア　湯前町地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各課等の任務

イ　非常参集の方法、情報収集

ウ　各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識

エ　過去の主な被害事例

オ　防災関係法令の運用

カ　防災システムの操作方法等

キ　その他必要な事項

（２）教育の方法

ア　講演会、研修会等の実施

イ　防災活動の手引き等印刷物の配布

ウ　見学、現地調査等の実施

３　町民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域町民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

（１）普及の内容

ア　湯前町地域防災計画の概要

基本法第４２条第５項に基づく「湯前町地域防災計画」要旨の公表は

防災会議事務担当課（総務課管財防災係）が町ホームページにおいて行い適宜周知を図るものとする。

イ　災害予防および応急措置の概要

町は、平時から、地域町民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

（ア）火災予防の心得
（イ）気象予報警報等の種別と対策
（ウ）災害危険箇所の認識
（エ）台風襲来時の家屋の保全方法
（オ）農林水産物に対する応急措置
（カ）３日分（推奨１週間）の食料（食物アレルギー対応食品等を含む。）飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
（キ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
（ク）夕方明るいうちからの予防的避難
（ケ）寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
（コ）ＩＰ告知端末等のスイッチ立ち上げ
（サ）防災サイレン吹鳴の意義
（シ）避難先および避難方法
（ス）避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
（セ）避難所生活のマナーとルール
（ソ）ペットを受入れ可能な避難所の確認
（タ）ペットとの同行避難および避難所での飼養の準備
（チ）防疫の心得および消毒方法等の要領
（ツ）災害時の心得
（テ）自動車運転者のとるべき措置

ウ　建築物に関する各種調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査および地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、町民に周知するよう努めるものとする。

（２）　普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災マップや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

ア　社会教育を通じての普及

ＰＴＡ、青年団、婦人会等の会合、各種研修会、講習会等の機会を活用

する。

イ　広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

（ア）ＩＰ告知端末の利用

（イ）印刷物の利用（町広報誌、関係機関の機関紙およびその印刷物）

（ウ）広報車の巡回

（エ）講習会、研修会等の開催

ウ　防災訓練における普及

町は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、町民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、町民参加型訓練の実施等、体験による知識の普及および技術の向上への取組みを継続的に実施する。

４　学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルに基づき防災教育の向上に努めるものとする。

（１）児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等および教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア　災害時の身体の安全確保の方法

イ　災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ　風水害等災害発生のしくみ

エ　防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し周知するものとする。

（２）防災教育担当者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、防災教育担当者の資質向上を図るものとする。

５　外国人に対する防災知識の普及

町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

また、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナー等において防災についての相談および情報発信を行うものとする。

６　普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

（例）防災の日：９月１日、熊本地震本震の日：４月１６日

第９節　災害ボランティア活動計画

１　災害ボランティアセンターに係る体制整備

（１）大規模又は甚大な災害が発生し、町として災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は単独又は複数の町社協の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

（２）被災地センター

ア　目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ　設置

町および町社協等は、災害状況に応じて被災地センターを町単位又は複数の町で連携した広域単位で設置する。

町および町社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣町や、近隣町社協等との協力体制を構築しておく。

ウ　役割と機能

（ア）町や県センター、ＮＰＯ等のボランティア団体との連絡調整

（イ）地域のボランティア関係団体との情報交換および運営スタッフなどの派遣要請

（ウ）活動用資材や機材の調達（県センター、町と連携）

（エ）ボランティアニーズおよび被害状況の把握

（オ）ボランティアの受入

（カ）ボランティア希望者の配置等
（キ）ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
（ク）現地での支援活動の調整
（ケ）ボランティアの健康管理

エ　町の対応
（ア）連絡調整窓口の設置
（イ）活動場所の提供
（ウ）行政情報の適切な提供
（エ）その他必要な支援

オ　組織および運営体制
（ア）組　織
関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。
（イ）運営体制
地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするＮＰＯ等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

カ　閉所の時期について
町民組織や、関係機関や団体、行政と慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。

２　専門ボランティア
災害発生時には、様々な被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となることから、各種専門ボランティアの活用を図る。

第１０節　業務継続計画

町および防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

１　組織の長が不在時の明確な代行順位および職員の参集体制
２　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
３　電気、水、食料等の確保
４　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
５　重要な行政データのバックアップ
６　非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第１１節　受援計画

町および防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援マニュアルを策定するものとする。

受援マニュアルの策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

１　総括（共通）

（１）応援要請の手順

（２）受援体制

ア　受援組織の設置

イ　受援組織の構成、役割

（３）応援の人的・物的資源の管理体制

２　人的支援

（１）受援対象業務の整理

ア　応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

イ　タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

ウ　業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

（２）応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・ＯＡ機器、交通手段燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

３　応援団体との連携

（１）他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力しすみやかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。なお、応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務

スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

（２）民間団体との連携

町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第１２節　公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化および機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、町、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

１　上下水道

下水道機能が麻痺した場合、町民に与える影響は極めて大きいため、発災に備えて、施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用電源の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

（１）対象施設

ア　管路および管渠

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管路および管渠の重要度や地盤条件等を勘案したうえで、適切な管種等の材料を選択し、耐震性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路および管渠施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ　既存施設の耐震診断と補強

既存の施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

（２）災害時における体制整備

ア　上水道

水道機能の維持および被災施設のすみやかな被害状況の把握および機能復旧のため、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制整備を図るものとする。また、被災した水道施設における復旧に対しては、設備の専門業者との連携を図り、必要な支援を受けるものとする。

イ　下水道

下水道機能の維持および被災施設のすみやかな被害状況の把握および機能復旧のため、下水道事業業務継続計画（ＢＣＰ）※１に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制整備を図るものとする。県内外からの応援職員を受け入れる防災拠点として、ＢＣＰで位置づけ、施設の対策等整備を順次進めるものとする。

※１湯前町下水道事業業務継続計画（平成２７年３月策定、令和２年一部改訂）

２　社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

（１）施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。

（２）国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。

（３）施設の職員および利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

（４）施設の職員および利用者に対し、避難訓練を実施すること。

（５）施設の職員および利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

３　学校施設

災害発生時における児童生徒および教職員の安全を図るため、町立学校について次に揚げる対策を講じるものとする。

（１）校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し耐震基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

（２）設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、靴箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下防止等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

４　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害の恐れがある場合には原則として工事を中断するものとする。

第三章　災害応急対策計画

第１節　組織

１　防災組織

（１）防災会議

湯前町の防災を総合的に推進するため、基本法第１６条に基づき町長を会長として、湯前町防災会議を組織し地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議し、町長に意見を述べること等を任務とする。

（２）災害対策本部

災害が発生し又は、災害発生のおそれがある場合に防災活動を強力に推進させるため、基本法第２３の２の規定に基づき、町長を本部長として（但し、町長に事故があった場合は、副町長、教育長、総務課長の順位で指揮を執るものとする。）湯前町災害対策本部を設置する。

ア　設置基準

（ア）震度５弱以上の地震が発生した場合

（イ）町に特別警報（ただし、地震動に関する特別警報を除く。）が発表された場合

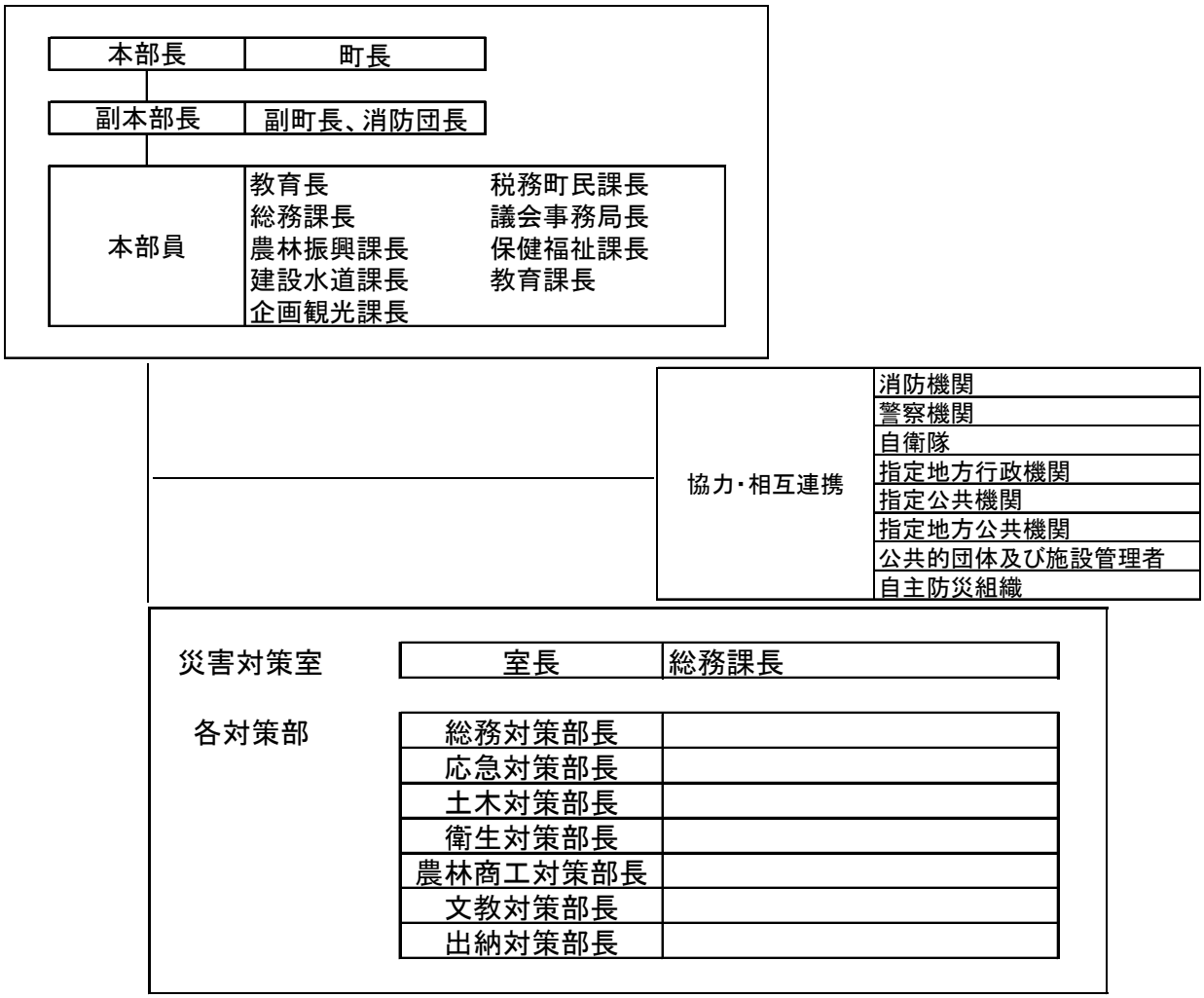
（ウ）災害が発生、又は発生するおそれがあり、その規模および範囲から本部を設置し、応急対策を必要とする場合

（エ）前記のほか、著しく激甚である被害で、応急対策を必要とする場合

（３）設置の場所

災害対策本部の設置場所は、湯前町役場応接室とする。本庁舎が被災し、使用不能となった場合、代替え施設は湯前町保健センターとする。

（４）編成



２　災害対策本部の組織

（１）本部長

災害対策本部を指揮監督して、地域並びに町民の生命、身体および財産を災害から保護する。

（２）副本部長

本部長を補佐し本部長に事故が発生した場合は、職務を継承する。

（３）災害対策室

ア　災害対策本部室長

各災害対策部間の統制・調整を行い各対策部が実施する応急対策(被害状況の把握・生活支援・復旧活動）の済々円滑な実施を図る。

イ　各対策部

各対策部長は、各課長、会計管理者、消防副団長をもって充てる。

ウ　災害対策室の編成・任務

別紙「災害対策本部の編成・任務」に記載のとおり。

３　本部会議

（１）本部会議は、本部長、副本部長、災害対策室長、各対策部長で構成する。

（２）協議事項

ア　災害予防および災害応急対策の策定に関する事項

イ　自衛隊の災害派遣要請に関する事項

ウ　災害救助法の発動要請に関する事項

エ　その他重要事項

４　廃止の基準

本部長が、災害発生の恐れが解消したと認めたとき又は、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

５　設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置又は廃止した際は、公表するとともに関係機関に通報するものとする。

第２節　職員配置計画

１　職員配置体制の整備

防災関係機関および湯前町役場の各課長は、災害発生の恐れ、又は発生した場合における災害応急処置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部または全部が直ちに応急措置に従事し、活動できるようあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するように努めるものとする。

２　「災害対策本部設置前」の警戒体制（地震以外の災害）

気象業務法に基づく災害に関する警報が１以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合は、総務課長の指示に基づき、職員を配置し、警報の伝達、災害情報・被害情報の収集、避難情報の発令等の災害応急対策の実施にあたるものとする。また、避難所を開設する場合は、総務課長の指示に基づき、避難所１箇所につき職員２名を配置することとし、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

（１）各警戒体制と移行基準

別紙「各警戒体制の移行基準および各警戒レベルの発令基準」

（２）第１警戒体制の編成・任務

別紙「第１警戒体制の編成・任務」

（３）第２警戒体制の編成・任務

別紙「第２警戒体制の編成・任務」

３　地震発生時における警戒体制の配置および災害対策本部の設置の基準

（１）震度４が発生した場合

第１警戒体制をとり、地震情報の伝達および被害情報の収集を行うとともに必要に応じ、被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

（２）震度５弱以上が発生した場合

災害対策本部を自動設置し、地震情報の伝達および被害情報の収集を行うとともに被害が甚大な場合は、人命救助に資する情報を最優先に取集・処理し各防災機関等との情報の共有を図り、迅速な救命・救助活動の開始に資する。

（３）警戒体制の配置および災害対策本部の設置基準

別紙「地震発生時の警戒体制の配置および災害対策本部の設置基準」

第３節　気象予警報等伝達計画

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく注意報、警報および特別警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を町、関係機関および町民に迅速、かつ、確実に伝するための通報系統および要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

１　予警報等の定義

この計画において、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

（１）気象等の特別警報、警報および注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の町ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア　熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類と内容（海象情報を除く）

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
	大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
	洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫および堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪警報が発表される。

種	類	発　　表　　基　　準
注意報	大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
	洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水および堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。１２時間の降雪の深さが、平均３ｃｍ以上、山地５ｃｍ以上になると予想される場合
	強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
	濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたきに発表される。
	乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれ注意報は、なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれがあるときに発表される。

種　類		発　　表　　基　　準
注意報	霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。

イ　気象等の特別警報・警報・注意報の地域細分発表

気象等の現象に伴う災害の発生の恐れのある町を指定して注意報・警報・特別警報を発表する。本町の一次細分区域は「球磨地方」、二次細分区域は場合、「球磨地方湯前町」である。

（２）気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民および関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の３つに大別される。

ア　災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。

イ　顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報や警報、注意報などを発表している場合などに特別警報や警報、注意報を補完するための補完的情報。

ウ　大雨情報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では１時間１１０mm以上）を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

（３）火災気象通報

火災気象通報は、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めた時に、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」および陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

（４）火災警報

火災警報は、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、町民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

（５）指定河川（球磨川）洪水予報の発表基準

球磨川の洪水に関して、国土交通省八代河川国道事務所と熊本地方気象台が共同して行う洪水予報の種類は次のとおりである。

種　　類	発　表　基　準
氾濫注意情報（洪水注意報） (警戒レベル２相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報（洪水警報） (警戒レベル３相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報（洪水警報） (警戒レベル４相当情報［洪水］)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
氾濫発生情報（洪水警報） (警戒レベル５相当情報［洪水］)	氾濫が発生したとき。

（６）水防警報

水防警報は、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省八代河川国道事務所長が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

（７）水防に関する情報

水防に関する情報は、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

（８）土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害]）

土砂災害警戒情報は、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう町毎に分割して発表する。

（９）土砂災害危険度情報

土石災害危険度情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

（10）緊急地震速報

ア　緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づける。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達までに間に合わない。

２　予警報等の伝達系統

予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

なお、町は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

（１）気象予警報の伝達系統

ア　気象等の特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。

ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

また、町に特別警報が発表された場合については、町は住民に周知の措置を行う義務がある。

次の種類の特別警報・警報・注意報の伝達系統は、「別表１」のとおり。

（ア）特別警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪特別警報

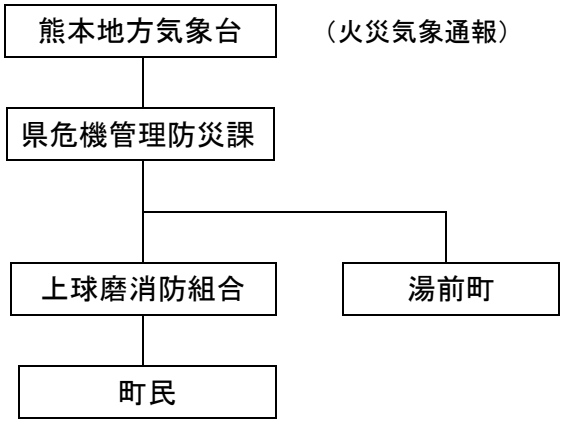
（イ）警　　報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報

（ウ）注 意 報…風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温着氷（雪）、なだれ、融雪注意報

イ　地震に関する情報の伝達系統は、「別表２」のとおりである。

（２）火災気象通報および火災警報

火災気象通報の発表解除および火災警報の伝達系統は、次の系統図により迅速的確に伝達する。火災警報は、町長が、火災予防上危険であると認めるときに、発令するものとする。



（３）水防計画における情報の伝達系統

ア　指定河川洪水予報の伝達系統は、別表３のとおりである。

イ　水防警報の伝達系統は、別表３のとおりである。

３　予警報等の取扱い

（１）町内における措置

町長は、各機関から伝達を受けた警報および注意報等を本町防災計画に定めるところにより、すみやかに住民に徹底するよう努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民等に周知するための措置を講ずるものとする。

４　予警報等伝達責任者

特別警報および警報、注意報の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、町は、次の基準によって、予警報伝達責任者を定めておくものとする。

また、予警報等伝達責任者との緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

予警報等伝達責任者	総務課管財防災係長
	総務課管財防災係員

５　異常気象発見時における措置

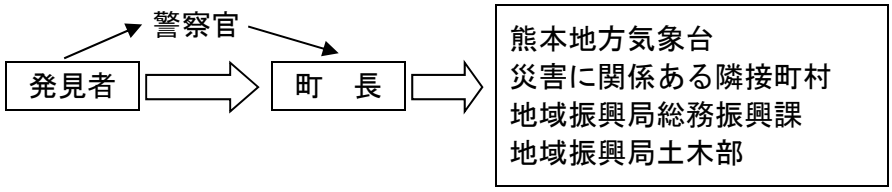
（１）災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により、町長又は最寄りの警察官に通報するものとする。（基本法第５４条）

（２）ここにいう異常気象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事　　項	著しく異常な気象状況		強い竜巻・強い降ひょう等
地象に関する事　　項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発・溶岩流・泥流・軽石流・熱雲等）およびそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常気象	①火山地域での地震の群発 ②火山地域での鳴動の発生 ③火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 ④噴気・噴煙の顕著な地形変化、噴気孔火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 ⑤火山地域での湧泉の顕著な異常変化湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化 ⑥火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動およびそれに伴う草木の立枯れ等 ⑥火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻発に感ずるような地震

（３）異常気象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

ア　系統



イ　通報の方法

町長から熊本地方気象台に対する通報は、原則として電話および電報によることとする。

６　気象等伝達についての応急措置等

（１）災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、２および３に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に協力して、特別警報、警報注意報を町民に周知させるための措置を講ずることとする。

（２）気象業務法第１５条および同条の２に基づく西日本電信電話株式会社から町長宛の警報事項の伝達は、次のとおりである。

ア　特別警報・警報を行ったときは、その警報文の全文
イ　特別警報・警報を解除したときは、その旨
ウ　特別警報・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

第４節　通信設備利用計画

災害が発生する恐れがある場合、または発生した場合における災害予警報の伝達若しくは、被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

１　災害予報、警報の伝達

（１）災害予警報計画に基づき、特別警報、警報、注意報、気象情報等を関係機関住民に伝達する場合は、次によるものとする。

ア　情報通信ネットワーク（ＩＰ告知端末）
イ　サイレン又は警鐘
ウ　熊本県防災情報共有システム
エ　その他迅速に周知できる方法

２　被害状況等の収集

（１）　各班より現地状況報告は、次によるものとする。

ア　普通電話
イ　携帯電話
ウ　衛星携帯電話
エ　タブレット端末

３　町長より県出先機関への報告

（１）普通電話
（２）県防災情報ネットワーク（ＩＰ電話）および県防災行政無線用地上波電話
（３）熊本県防災情報共有システム
（４）衛星携帯電話

４　前記以外の通信設備の利用

（１）前記２の（１）ア・イによる通信設備の利用が不能になった場合は、次の専用電話無線等を利用するものとする。

ア　警察通信設備
イ　ＪＲ関係通信設備
ウ　電力会社通信設備

５　総ての通信設備が途絶した場合の措置

総ての通信設備が途絶した場合は、アマチュア無線又は非常通信により連絡するものとする。これによりがたいときは、使者を以って連絡するものとする。

第５節　情報収集および被害報告取扱計画

１　被害情報等の調査・報告

（１）被害情報等の調査

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～カの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては、具体的な被害状況によらず、１１９番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、報告は、被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

ア　人的被害（行方不明者の数を含む）

イ　火災の発生状況

ウ　住家の被災状況

エ　住民の行動・避難状況

オ　土砂災害等の発生状況

カ　道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

キ　医療救護関係情報

ク　その他必要な被害報告

（２）被害情報等の報告

調査等により把握した町内の被害情報は、県その他の関係機関に通報又は報告を行う。

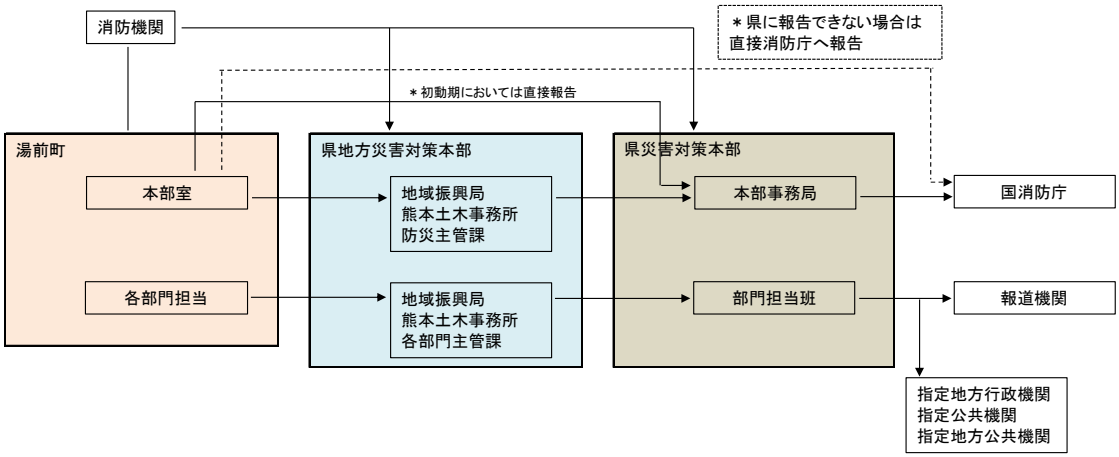
なお、県への報告にあたっては、原則として、地域振興局総務（振興）課又は熊本土木事務所を経由して県本庁に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県（県本庁又は地域振興局及び熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」に従い、地震が発生し、町内で震度５強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については、直接消防庁に対して報告するものとする。

なお、被害報告等を迅速、かつ的確に処理できるよう、あらかじめ１名の被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

被害情報等の伝達系統



（３）防災情報の収集・伝達システムの活用

県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図る。

また、避難情報等を発令した場合には、災害情報共有システム（Ｌアラート）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時においては、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、県防災情報共有システム等の防災情報端末操作の習熟を図っておくものとする。

（４）被害情報収集、伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

２　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告するとともに、県より、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける 。

また、防災関係機関相互間で緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行う。

３　災害確定報告

応急措置完了後は、すみやかに県（地域振興局又は熊本土木事務所経由）に対して文書で災害確定報告を行う。

第６節　広報計画

災害時における情報および被害状況等を報道機関、その他関係機関を通じて、すみやかに関係機関および住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

１　広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

（１）災害対策本部の設置

（２）災害の概況（被害の規模・状況、余震の状況等）

（３）台風等に関する情報

（４）市町村および消防機関の防災体制および応急措置に関する事項

（５）避難の指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）および避難時の留意事項

（６）電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

（７）防疫に関する事項

（８）火災状況

（９）医療救護所の開設状況

(10) 給食・給水実施状況

(11) 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

(12) 道路交通等に関する事項、復旧状況

(13) 一般的な住民生活に関する情報

(14) 社会秩序の維持および民心の安定に関する事項

(15) 二次災害を含む被害の防止に関する事項

(16) 住民の安否情報

(17) 医療機関、金融機関などの生活関連状況

(18) 交通規制の状況

(19) 被災者支援に関する情報等

(20) その他必要な事項

２　広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。また、広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

３　住民等からの問い合わせ対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等 人命 に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受

けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第７節　応急措置等計画

１　町長の応急措置

（１）町長の応急措置についての責任

町長は、本町に災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、災害の発生を防御し又は拡大を防止するため必要な応急措置をすみやかに実施するものである。（基本法第６２条第１項）

（２）消防機関の出動命令措置

町長は、災害発生の恐れがあるときは消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ又は警察官出動を求めるなど災害応急責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（基本法第５８条）

（３）施設物件の除去等事前措置

町長は、災害が発生する恐れがあるときは、災害により拡大させる恐れがあると認められる設備又は、物件の占有者・所有者に対し、災害を防止するため必要限度において、当該設備又は物件の除去保安その他必要な措置をとることを示しまたはこれらの指示について状況によっては警察署長に要求することができる。

（４）警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に立ち入りを制限し、または当該区域から退去を命じ又はこれらのことを行うことを警察官に求めることができる。（基本法第６３条）

（５）工作物等の使用、収用等

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めた場合には、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとり、若しくはこれらの措置について、警察官に求めることができる。町長は、工作物を除去したときは、その保管・公示売却手続・費用徴収返還することの出来ない場合の帰属などについて、基本法第６４条第２項後段・第３項・第４項・第５項・第６項、同法施行令第２５条・第２６条・第２７条の規定に基づいて行うものとする。（基本法第６４条）

（６）業務命令

町長は、本町内に災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民又は当該

応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事せしめ、若しくはこれを警察官に求めることができる。（基本法第６５条）

（７）損失補償

町長は、前記（５）により町長による工作物等の使用の処分が行われたため、当該処分により生じた損失により補償の請求があったときは、これを補償すること。（基本法第８２条第１項）

（８）応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町長は、町長又は警察官が前記６の業務命令および４の警戒区域の設定のため当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡若しくは疾病にかかり又は障害になったとき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償について、基本法施行令第３６条に規定する基準に従い、条例の定めるところにより行う。（基本法第８４条）

（９）災害救助法が適用されたとき、町長は、知事の補助として救助事務を行うこと。（災害救助法施行令第８条）

２　町長の委員会委員の応急措置

本町の各種委員会委員、公共的団体および防災上必要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置実施について責任を有する者は、本町内に災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、防災計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。（基本法第６２条第２項）

第８節　地震災害応急対策計画

大地震が発生した場合は、県および防災関係機関と緊密な連携を保ち、迅速に応急対策を実施し、住民の生命を保護し被害を最小限度にとどめるための計画である。

１　町民に対する予備知識の周知対策

過去の他の地方における震災の教訓を基にして、震災時の心得を町民に徹底し被害の軽減を図るものとする。

２　災害応急対策

町は、大地震発生と同時に災害対策本部を設置し、災害状況の把握に努め、防災計画に基づく災害応急対策により前記に準じた応急対策を行う。

第９節　自衛隊派遣要請計画

１　自衛隊の災害派遣要請

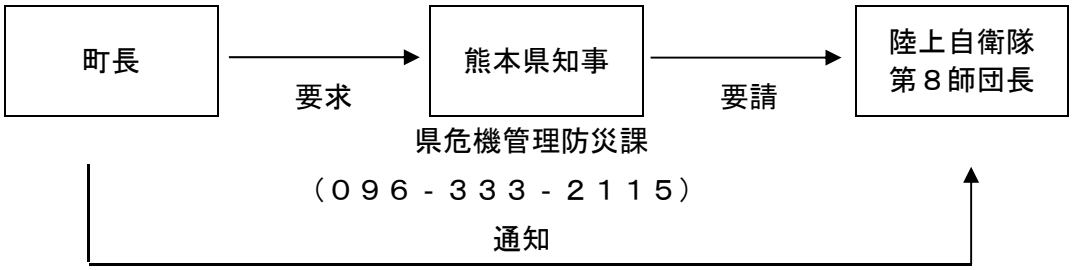
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、 知事に対し、 自衛隊への災害派遣要請を行

うよう要求する。

災害派遣要請要求は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはＦＡＸで行うこととしこの場合においては、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

なお、知事に対して要求を行うことができない場合には、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知することができる。この場合においては、すみやかに知事への通知を行う。

自衛隊災害派遣要請の経路



※知事に派遣要求できない旨および災害の状況の通知ができる。

（１）要請時の明示事項は、以下のとおりである。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

※突発災害等、緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請する。

２　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

（１）天災事変その他災害に際して、身命又は財産保護のため緊急を要し、かつ被災地の消防団等によって対処し得ないものと認められるとき。

（２）災害の発生が目前に迫り、これが予防に緊急を要するため自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

（３）第８３条ただし書き、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし緊急を要し、前述の要請を待ついとまがないと認められるときは、前述の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

３　自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は、次の事項とする。

（１）人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助

（２）消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火

（３）水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み

（４）救援物資の輸送：車輌及びヘリコプターによる物資の輸送

（５）道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
（６）医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
（７）給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
（８）給食：炊事車による炊飯（温食）
（９）宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
（10）入浴活動：公園及びグランド等の野外における、応急風呂の開設

４　派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に対し、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

（１）派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。
（２）自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般復旧計画は別途依頼すること。
（３）自衛隊の作業に対し、関係当局および地域住民は積極的に協力すること。
（４）災害地における作業に関しては、町と自衛隊指揮者との間で充分協議して決めること。

５　使用資機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については次のとおりとする。

（１）災害救助または復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き町において準備することとする。
（２）災害救助または復旧作業後等に使用される材料および消耗品類は、すべて町において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料および消耗品類はすべて町に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受け入れ町においてでき得る限り返品または弁償しなければならないこと。

第１０節　緊急消防援助隊の出動要請

１　緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

（１）出動要求

ア　町長は、被害状況に基づき既存の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、すみやかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要求するものとする。

イ　町長は、緊急消防援助隊の出動要求を行った場合は、上球磨消防組合消防長へ連絡するものとする。

（２）湯前町応援等調整本部

ア　町長は、緊急援助隊を要求した場合、湯前町での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を支援するため、応援等調整本部を設置する。

イ　構成員は、町長又はその委任を受けた者、湯前町派遣職員、消防庁派遣職員県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、又は県内広域応援消防隊の代表者とし、町長を本部長とする。

この場合、当該調整本部は、消防長、後方支援本部と連携し、次の事項を司る。

（ア）緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。

（イ）関係機関との連絡調整に関すること。

（ウ）緊急消防援助隊の後方支援に関すること。

ウ　集結地

湯前町Ｂ＆Ｇ海洋センターを予定

第１１節　避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、すみやかに避難指示等の発令を行うものとする。

１　実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、町長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

区　　分	災害の種類	実　　施　　責　　任　　者
高齢者等避難	全 災 害	町長（基本法第６０条）
避難指示	全 災 害	町長（基本法第６０条）
		警察官 （基本法第６１条および警察官職務執行法第４条）
		海上保安官 （基本法第６１条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第９４条）
	洪水災害	知事または、その命を受けた職員（水防法第２９条）
		水防管理者（水防法第２９条）
	地すべり災害	知事または、その命を受けた吏員 （地すべり等防止法第２５条）
緊急安全確保	全 災 害	町長（基本法第６０条）

２　避難指示等の内容及び伝達方法

（１）避難指示等の内容

町は避難指示等を発令する際、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように５段階の警戒レベルとともに伝達し、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

ア　要避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難理由

エ　避難経路

オ　避難時の注意事項

（２）避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

ア　防災行政無線による伝達周知

イ　Ｌアラートによる伝達周知

ウ　Ｊ－ＡＬＥＲＴによる伝達周知

エ　あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知

オ　サイレン及び警鐘による伝達周知

カ　広報車等による伝達周知

キ　携帯電話メールサービスによる伝達周知

ク　自主防災組織等への電話等による伝達周知

ケ　報道関係機関を通じての伝達周知

また、電話回線の不通・停電等を想定したうえでの伝達方法を定めておくものとする。

（３）町長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

（４）町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

３　避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月公表」を参考とする。

基本的には、夜間・早朝であっても、躊躇することなく避難指示等を発令する。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

なお、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら警戒・監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努め町は、「警戒レベルに応じた避難情報の発令基準」に基づき発令する。

「警戒レベルに応じた避難情報の発令基準」

<table>
<tr><th rowspan="3">警戒レベル</th><th rowspan="3">避難情報</th><th colspan="4">災害の種類</th></tr>
<tr><th rowspan="2">土砂災害</th><th colspan="2">河川氾濫</th><th rowspan="2">暴風雨
（台風）</th></tr>
<tr><th>球磨川</th><th>小中河川</th></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒レベル
「５」</td><td rowspan="2">緊急安全
確保</td><td>土砂災害発生
（住民情報等）</td><td>氾濫発生
（河川事務所等）</td><td>氾濫発生
（住民情報等）</td><td>家屋等の倒壊</td></tr>
<tr><td colspan="4">大雨特別警報（土砂災害・浸水害）</td></tr>
<tr><td>警戒レベル
「４」</td><td>避難指示</td><td>土砂災害警戒情報</td><td>避難判断水位
多良木：3.5m</td><td>洪水警報の危険度分布：紫
(非常に危険)</td><td>台風接近
暴風域に入る
0.5 日前</td></tr>
<tr><td>警戒レベル
「３」</td><td>高齢者等
避難</td><td>大雨警報</td><td>洪水警報</td><td>洪水警報</td><td>暴風警報
暴風域に入る
1.5 日～1 日前</td></tr>
</table>

４　避難情報等の発令基準

（１）風水害

ア　高齢者等避難【警戒レベル３】

要配慮者（高齢者含む）が、指定された指定避難所に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで高齢者等避難の発令を行うものとする。

堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、堤防の漏水・浸食等が発見された場合高齢者等避難の判断材料とする。

台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル３高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断材料とする。

イ　避難指示【警戒レベル４】

氾濫危険水位（レベル４水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を警戒レベル４避難指示の発令基準の基本とする。

ただし、堤防等の整備状況等を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し判断の材料とする。

堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・浸食等の状況を把握した場合、避難指示の判断材料とする。

台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。

警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で、気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後３時間後には暴風となるおそれがある）。

ウ　緊急安全確保【警報レベル５】

警戒レベル５緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわ

けではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることが想定されるため、緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。

・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合、緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、異常な量の漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認された場合であり、かつ、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該洪水予報河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該洪水予報河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は支川合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）や水防団等からの報告等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・なお、大河川においては、河川から離れた市町村および下流域の市町村が警戒レベル４避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予があることから（リードタイムがあることから）、市町村の実情によっては氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）を基に警戒レベル４避難指示等を発令することも考えられる。

（２）土砂災害

ア　高齢者等避難【警戒レベル３】

・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され　かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害]）となった場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なっ

た場合、土砂災害警戒区域等に高齢者等避難を発令する。

・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表されることがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）（２～３時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）となった場合に、高齢者等避難を発令する。

・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・台風等の接近により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

イ　避難指示【警戒レベル４】

・土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。

・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表されることとなるため、避難指示を発令する。

・台風等の接近により、夜間・未明に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例１～２に該当した場合は、躊躇なく避難指示の発令の判断材料とする。

・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限りすみやかに避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後３3 時間後には暴風となるおそれがある）。

・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象区域とする必要がある。

・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

ウ　緊急安全確保【警戒レベル５】

緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）の発表を緊急安全確保の発令の判断材料とする。

なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、土砂災害警戒区域等に緊急安全確保を発令する。

・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

５　避難の誘導

町長は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得てできるだけ地区、隣保班単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示すること

ができることとする。

このほか、避難誘導に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（１）避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

（２）危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

（３）住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助および優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

（４）社会福祉施設等

ア　被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得てすみやかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、町に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

イ　被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

６　避難行動要支援者等支援体制の整備

地震、風水害その他の災害が発生した場合における避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策については、本計画に基づいて実施するものとする。

（１）対象者の把握

住民の中で災害時に他者の支援を必要とする避難行動要支援者とその必要な支援内容を把握するものとする。また、把握した避難行動要支援者に関する情報は、プライバシーの保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

（２）高齢者等避難の設定等

避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が、指定された避難場所に避難する時間を確保できるように、避難行動要支援者に対し早めの避難を呼び掛けるため高齢者等避難を設定するとともに、判断基準を事前に定めるものとする。

（３）情報伝達体制の整備および情報伝達への配慮

消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者を明確にし、避難行動要支援者への情報伝達経路を整備するものとする。

（４）避難誘導の支援・安否確認の体制づくり

ア　支援者の選定等

行動等に制約のある避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うため、自助、地域の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

イ　関係機関等の役割分担

避難支援者、民生児童委員、近隣住民、自主防災組織、社会福祉協議会老人会等と連携を図り、災害発生時に具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や安否確認、救助活動を実施するものとする。

ウ　状況調査および情報の提供・巡回サービス

各民生委員・ホームヘルパー・保健師等により、在宅および避難所等で生活する災害弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供し、福祉・保健サービスを実施するものとする。

（５）外国人に係る対策

ア　安否確認・救助活動

警察・区長等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

イ　情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあっては、食料配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行うものとする。

７　避難行動支援の円滑な実施のための方策

（１）避難行動支援計画の策定

前述の支援体制を踏まえて、避難行動支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者に関する情報を収集し、具体的な避難行動支援計画の策定に努めるものとする。

（２）避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難行動支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした避難行動要支援者支援班の設置に努めるものとする。

（３）避難行動要支援者情報の取扱い

消防団、民生委員、自主防災組織等の第三者への避難行動要支援者情報の提供については、個人情報の保護の観点から情報漏えいに必要な措置を講じる。

なお、保有個人情報に関しては基本法に基づき利用するものとする。

８　避難所の開設および収容

避難所の開設が必要な場合、施設の安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に 避難することを想定したうえで、すみやかに指定避難所を開設する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（１）収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者並びに避難指示等が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。

（２）収容施設

収容施設は、指定避難所を原則とする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。避難所が不足し、既存の施設が確保できない場合には、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

なお、既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用するが、そうでない施設では障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

指定避難所の指定状況

	施設名称	位置	指定避難所	福祉避難所
1	湯前町保健センター	湯前町１９８４	○	－
2	湯前町避難防災交流施設	湯前町１８２２－４	○	－
3	湯前町農村環境改善センター	湯前町１８３４－１	○	－
4	湯前町Ｂ＆Ｇ海洋センター	湯前町１６９３－２	○	－
5	湯前町立湯前小学校	湯前町２１２０	○	－
6	湯前町立湯前中学校	湯前町２６４３	○	－
7	湯前町福祉センター	湯前町１６９３－３７	－	○
8	特別養護老人ホーム福寿荘	湯前町８３６	－	○
9	旧南部保育所	湯前町３４４６－１	○	－
10	サービス付高齢者向け住宅ゆのまえ美空	湯前町２８５９－３	－	○

指定緊急避難場所の指定状況

	施設名称	位置
1	湯前町保健センター	湯前町１９８４
2	湯前町避難防災交流施設	湯前町１８２２－４
3	湯前町農村環境改善センター	湯前町１８３４－１
4	湯前町Ｂ＆Ｇ海洋センター	湯前町１６９３－２
5	湯前町立湯前小学校	湯前町２１２０
6	湯前町立湯前中学校	湯前町２６４３
7	湯前町旧南部保育所	湯前町３４８８－１

（３）住民への周知

避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

（４）避難所運営職員の派遣

避難所を設置したときは、避難所の管理運営のため、各避難所の責任者（原則として村職員）を定める。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

（５）避難者の把握、避難所開設の報告

避難所を設置したときは、あらかじめ定める避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告する。特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図る。

なお、この報告は、あらかじめ定める「避難所開設報告書」により行うものとする。

□　ア　避難所開設の日時及び場所

□　イ　箇所数及び収容人員

□　ウ　開設予定期間

（６）避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女平等参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防およびペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自主防災組織、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

（７）避難所の運営

避難所の管理運営は、以下の事項に留意して行う。

ア　町は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やＮＰＯ等との協働についても検討するものとする。

イ　町は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ　避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ　町は、自治会、自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め得られた情報の共有を図り、支援活動全体を調整する仕組みを構築する。情報の把握に当たっては、町の担当部署を明確にし、町や関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳を整備するものとする。

オ　食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

カ　町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ　町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

ク　町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ケ　避難期間が長期化する場合、県及び町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

コ　夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

サ　町は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

シ　町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、すみやかなゴミ処理を進めるものとする。

ス　町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペ―スの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

セ　町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

９　車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

町は、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても自治会、自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

10　避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、特設公衆電話、携帯無線機、衛生携帯電話等）の整備に努める。また新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレおよびマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

11　福祉避難所の指定

町は、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要支援者の特性に応じた専用の福祉避難所の指定を進めるとともに、住民に周知を図るものとする。

12　防火対象物等における避難対策等

学校・病院・工場・事業所等その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入する施設として、災害時の避難対策を十分に講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置を実施するものとする。

（１）情報の伝達・収集等

ア　教育長は、災害の種別・程度によりすみやかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ　学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教

職員に対して当該情報をすみやかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

ウ　学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町又は教育委員会その他関係機関報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

（２）避難の指示等

ア　教育長の避難の指示等は、町長の指示により行うほか、安全性を考慮してすみやかに実施するものとする。また、避難の指示にあたっては、災害種別・災害発生の時期および災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。

イ　学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ　児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

（３）避難の誘導等

ア　避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、教育委員会、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ　避難の順位

児童生徒の避難順位は、低学年・疾病者等を優先して行うものとする。

ウ　下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

（ア）児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

（イ）通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

エ　校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、すみやかに町又は教育委員会に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

（４）学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア　避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

イ　学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、すみやかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

ウ　全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

エ　避難が長期間となるおそれがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

（５）その他の留意事項

ア　保健衛生

学校長は、災害時において、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

イ　教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ　避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ　連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

オ　計画（マニュアル）の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

（ア）災害の種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法

（イ）緊急避難場所の指定

（ウ）避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者

（エ）児童生徒の携行品
（オ）余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
（カ）負傷者の救護方法
（キ）保護者への連絡及び引き渡し方法
（ク）登下校中の避難方法

13　広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

14　被災者等への的確な情報活動関係

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を町と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第１２節　救出計画

災害のため、生命・身体が危険な状態、あるいは生死の不明の状態にあるものを捜査し、又は救出してその者の保護を図る。

１　実施責任者等

（１）救出は原則として、町長、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。

（２）災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、町長等に協力するものとする。

（３）災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

２　救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

（１）災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

ア　火災の際に火中に取り残されたような場合
イ　地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
ウ　水害の際に流失家屋とともに流される又は孤立した地域等に取り残されたような場合
エ　土石流により生き埋めになったような場合
オ　登山者が多数遭難したような場合

（２）災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

３　救出の方法

（１）町、消防職員・消防団員による救出

ア　町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

イ　救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。

ウ　町による救出が困難な場合は、すみやかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

第１３節　災害備蓄物資・資機材整備計画

１　食糧・生活必需品の備蓄

災害時における被災者への救助の万全を期するため、食糧・生活必需品の備蓄を行うとともに、定期的にこれらの点検を行う。また、小売業者等との供給協定の締結による流通備蓄の確保も推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資や資機材の調達 や輸送が平時のようには実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。

本町における食糧・生活必需品の備蓄状況は、別表のとおり。

２　災害用装備資機材の整備充実

（１）資機材の整備充実

災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じて次の災害用資機材の整備充実に努める。

ア　救出救助用資機材

イ　照明用資機材

ウ　交通対策用資機材

エ　その他後方支援用等必要な資機材

（２）資機材の調達

災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努める。

（３）防災関係機関や民間事業者との連携

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した うえ で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

３　燃料備蓄

支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料について備蓄方法の検討に取り組む。

なお、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

４　救援物資の管理・輸送等

県等より供給された救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなど の体制整備に努めるものとする。

第１４節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

警察、消防機関等の協力を得て、行方不明者等の捜索を行う。村だけでは十分な対応ができない場合は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

※「行方不明者等」：災害により行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

１　遺体の検視、身元確認

遺体を発見したときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づき、警察による死体取扱いを受けるものとする 。

死体取扱いにあたっては、指紋の採取、DNA 型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。なお、町内で発見された遺体で、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、町が引き渡しを受ける。

２　遺体の収容

警察と協議し、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を安置する。

なお、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

３　遺体の火葬

火葬の実施体制を確保するため、以下の事項を行う 。

（１）火葬場の被災状況の把握

（２）死亡者数の把握
（３）火葬相談窓口の設置
（４）遺体安置所の確保
（５）作業要員の確保
（６）火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
（７）棺、遺体保存剤、骨壺の調達
（８）火葬用燃料の確保

第１５節　公安警備計画

災害に際し、住民の生命・身体および財産の保護並びに被災害地の公安と秩序を維持し、警察その他の関係機関および町長と協力して、応急措置の活動にあたる。

第１６節　食糧供給計画

罹災者および災害応急現地従事者等に配給する食糧の確保と炊出し、その他食品の供給は、次の要領に基づいて実施する。

１　実施機関

罹災者および災害応急現地従事者等に対する食糧の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。委任された時又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

２　災害時における米穀の応急配給

農林水産省食糧庁長官の定める「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」によるが、これの取扱いについては、迅速且つ適正に処理するものとする。

３　災害時における生鮮食品の応急配給

災害発生又はその恐れのある場合における生鮮食品の配給は、町長の指示により町内および県内の食品取扱い業者をして供給するものとする。

４　災害時における味噌、醤油供給

供給方法は、本町の小売業者に連絡の上供給するが、必要に応じ熊本県味噌、醤油工業協同組合に連絡の上供給する。

５　炊出し方法

民間団体活用計画に基づき、青年女子および婦人会の協力を仰ぎ、必要に応じ炊出しをする。

６　調達救護物資の集積場所

調達物資および救護物資は、福祉センター屋根付きゲートボール場に集積する。

第１７節　衣料・生活必需品等物資供給計画

災害によって、住家の被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品および生活必需品を喪失又はき損し、しかも災害時の混乱のため直ちに入手することが困難な罹災者に対して、これらの物資等を供与又は貸与することによって、災害時における民心の安定を図る。

１　実施計画

（１）罹災者に対する被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与については、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、委任された場合又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

（２）本町のみで処理できないときは、隣接町村・県・その他関係機関の応援を求め実施する。

２　救助法に基づく措置

救助法を適用した場合の衣料・生活必需品等の物資の供与又は貸与については同法および運用方針によるほか、災害救助法第３章第１３節災害救助法等の適用計画中の「３救助の種類および実施の方法」による。

３　物資の調達方法

（１）備蓄物資

必要に応じ備蓄物資を整備する。

（２）調達物資

町長は、原則として罹災者に必要な最小限の被服・寝具および生活必需品を一括購入して調達する。

（３）調達物資集積場所

町長が調達物資を一括購入した場合の集積所は、福祉センター屋根付きゲートボール場とする。

４　義援金および義援物資の取扱い

罹災者に対する義援金・義援物資を地域振興局から受領したときは、厳重に保管すると共に速やかに罹災者に配布する。

５　労務供給

救助物資の購入および配分に必要な労務者の確保については、「労務供給計画」の定めるところによる。

第１８節　住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した罹災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、罹災者の居住安定を図る。

１　実施機関

（１）災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事から委任された時又は知事

による救助のいとまがないときは、補助機関として町長が行う。

（２）災害救助法が適用されないときは、必要に応じ町において実施するが、町単独でできない場合は、隣接町村・県その他関係機関の応援を求めて実施する。

２　救助法による応急仮設住宅および住宅応急修理

災害救助法を適用した場合の建設および応急仮設住宅の建設および応急修理の基準その他については、同法および運用方針による他、災害救助法第３章第１３節災害救助法等の適用計画中の３救助の種類および実施の方法による。

（１）備蓄資材の状況

現在のところ備蓄資材としてはないが、必要に応じて整備する。

（２）資材の調達方法

資材の調達にあたっては、町内製材業者に所定の手続をし、町長が調達先において受領する。

（３）仮設住宅設置予定場所

予定場所については、災害の規模等により候補地の中から選定する。

（４）労務の調達方法

本計画の第三章第２６節「労務供給計画」の定めるところによる。

第１９節　給水計画

給水施設が災害のため、飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し、被災者の保護を図る。

１　実施機関

（１）町長は、罹災者に対する飲料水供給を水質検査基準その他により実施する。

但し、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事が委任又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

（２）町で処理不可能な場合は、隣接町村・県その他関係機関の応援を求めて実施する。

２　給水方法および給水量

（１）町上水道又は近郷水道により、給水槽・樋等を用いて搬出し、消毒（残留塩素０.２ppm 以上）の上、緊急給水を実施する。また、町上水道が災害により用をなさないときは、自衛隊の給水車派遣を要請する。給水量は、飲料水として一人一日当たり最小２リットルを基準として必要に応じて供給する。

３　給水施設の応急復旧

給水施設の災害による応急復旧計画は、災害の度合いに応じ早急に調査の上、原形復旧を実施する。

第２０節　医療・助産計画

災害時における罹災地住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図る。

１　実施機関

（１）災害救助法の適用をされたときは知事が行い、その他の場合は町長が行う。ただし、知事から委任された時、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

（２）町で処理できない場合は、県・国およびその他の医療機関の応援を求めて実施する。

２　予防措置

（１）平時から関係機関（日赤・保健所・関係部・医療関係団体等）と連絡を緊密にし、相互の助力態勢を確立しておく。

（２）災害時に使用すべき器具薬品は、その都度現地で調達し得るよう処理しておく。

３　救護班の編成

町救護班は、組織表による衛生対策部の医療班とする。

４　災害救助法における医療救護

災害救助法適用における医療救護の基準は、同法およびその運用方針によるほか災害救助法第３章第１３節災害救助法等の適用計画中の「３救助の種類および実施」の方法による。

５　災害拠点医療機関（災害発生時における災害医療の確保）

保健医療圏名	区　分	医療機関名	所在地
球　磨	地　域	球磨郡公立多良木病院	多良木町
球　磨	地　域	人吉医療センター	人吉市

６　備蓄資材の状況および資材の調達方法

現在のところ軽易なものは、保健センター内に保管してあるが、必要に応じ整備点検を図ると共に、調達については充分な配慮の下にいつでも調達できるよう処置しておく。

第２１節　防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防および感染症　の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）および「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年５月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防しおよびまん延の防止を図るものとする。

１　実施責任

町長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行うものとす

る。

２　検病調査および健康診断

（１）本町における感染症患者の発生状況を適確に把握し、患者・保菌者の早期発見に努めると共に、未収容患者の隔離・収容・感染物件の消毒その他必要な予防及び防疫措置を講ずる。

（２）防疫業務の実施基準

ア　災害の発生により防疫業務を必要と町長が認めた場合は、緊急に応じ計画的に実施する。即ち、下痢患者・有熱患者が発生し、帯水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に、且つ段階的に順次行うものとする。

イ　この調査にあたっては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て、適確な情報収集と把握に努める。

３　防疫実施方法

本町に防疫用品の備蓄がないので、応急措置が可能な機関と常時連絡を密にしいつでも供給できる態勢を整えておく。

４　備蓄資材および調達防疫薬品として、役場内には現在整備してないが、必要に応じてその数量をいつでも調達できるよう関係機関と連絡し合っておく。

５　輸送用車両

輸送用車両として、公用車両を使用するも不足を生じる場合は、町内車両所有者と契約をなし、輸送の万全を期す。

第２２節　清掃計画

１　実施機関

（１）清掃法（昭和 29 年法律第 72 号）に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、町長が実施する。

２　本町で処理不可能な場合は、保健所又は県廃棄物対策課に連絡し、土砂等の除去に際し、自衛隊の応援を求めて実施する。

３　廃棄物対策

被災地におけるごみおよび尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）は迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期復興を図る必要がある。町では「湯前町災害廃棄物処理計画」を策定して計画に基づきながら次の処理に当たる。

（１）ごみ処理活動

災害時が発生した際に、生活環境保全および公衆衛生の向上を迅速に達成するために「災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定」を締結した。それでも、収集車など不足が見込まれる場合は、他町村、関係業者の協力を要請する。なお、腐敗性の高い可燃ごみは、防疫上、最優先で収集運

搬し、処理施設へ搬送する。

（２）し尿処理活動

被災により機能していないくみ取り便所や浄化槽については、公衆衛生上の観点から、速やかに汲み取り、清掃、周囲の消毒を実施するとともに、迅速に仮設トイレを配置するものとするため、「災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定」を締結した。

（３）産業廃棄物処理

ア　災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。そのため仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。

イ　産業廃棄物は、リサイクルを考慮して、現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、リサイクル処分、処理処分を実施する。

※仮置場に可能な災害廃棄物の量

高さ		広さ		容量		かさ比重		推計量
3.34m	×	10,000 ㎡	＝	33,400 ㎥	×	0.70	＝	23,380 t

第２３節　交通対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送並びに一般交通の円滑を図るため、道路その他の交通施設の応急措置および交通の規制等により交通の確保を図る。

１　交通危険箇所の調査および措置

（１）実施責任者

町長は、町長の管理に属する道路（町道）について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査して、その補修対策を講じておくと共に災害が発生した場合は、土木対策部として被害状況の調査およびその応急措置を行うものとする。

（２）危険箇所の調査および報告

ア　土木対策部は、町道について危険箇所を発見したときは、速やかにその路線名箇所、拡大の有無、迂回路の有無、その他被害の状況等を町長に報告する。

イ　町長が、土木対策部より報告を受けたときは、その状況を直ちに球磨地域振興局に報告すると共に関係機関の長へ連絡する。

（３）応急措置

危険が予想される交通施設の箇所およびこれらの施設の応急対策には、国および県の出先機関並びに建設業者に保有機械その他の協力を得て、応急措置の万全を期する。

２　交通規制の措置

町長は、道路の破損・決壊その他の状況により、通行禁止又は制限の対象・区間および理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

なお、道路標識の設置基準は、次によるものとする。

（１）道路標識を設ける位置

ア　通行止め・・・歩行者、車輌および路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

イ　通行制限・・・通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端

ウ　迂回路・・・・迂回路のある交差点の手前の左側の路端

（２）道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、整理・塗装・清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

（３）道路標識の寸法および色彩は、道路標識・区画線および道路標示に関する命令（昭和３５年総理府・建設省令第３号）に定めるところによる。

第２４節　輸送計画

災害時における緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材および救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

１　実施機関

基本法第５０条および第５１条に規定する応急対策の実施責任者とする。ただしこれらの実施機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関・地方公共機関並びにこれに準ずるもの等、又は自衛隊等に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

２　輸送力の確保措置

実施機関において所有する車輌だけでは輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借り上げて輸送の円滑化を図る。

（１）車輌等の確保

ア　公共的団体の車輌等

イ　輸送を業とする者の所有車輌等

ウ　その他（自家用車両等）

（２）鉄道、軌道、空中輸送等の確保

ア　鉄道、軌道輸送要請

必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。

イ　空中輸送要請

自衛隊派遣要請に定めるところによる。

２　輸送の方法

（１）陸上輸送

ア　道路輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢および過去の災害の実情等から考えてみると、大半が陸上輸送であって、取り分け道路輸送による場合が多い。

関係機関は災害時における緊急輸送が、迅速かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

イ　鉄道輸送

鉄道輸送は、道路輸送が困難を極め、又は不可能な場合並びに鉄道輸送による輸送が、迅速適切と判断される場合に応急輸送の確保を図るものとする。

ウ　空中輸送

災害時に陸上輸送が困難、もしくは不可能な場合、又は空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送の確保を図るものとし、第９節「自衛隊派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

（２）救助法による輸送

第３章第１３節　災害救助法の適用計画中の３救助の種類および実施方法による。

（３）物資の管理・配送等に係る物資集積拠点予定場所

ア　町は、物資を避難所等に配送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

イ　物資集積拠点予定場所・・・湯前町福祉センター屋根付きゲートボール場

第２５節　障害物除去計画

災害によって、住民又はその周辺に運ばれた土石・竹木等のため、住民の生命・身体および財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を来たす障害物の除去について、必要な措置を定める。

１　実施機関

（１）障害物の除去は、町長が実施する。ただし、救助法が適用されたときは、知事が行うが、委任された時又は救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

（２）道路における障害物の除去は、第２３節「交通対策計画」により実施する。

（３）その他、施設・敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

２　障害物の除去対象および除去の方法

（１）障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりとする。

ア　住民の生命・財産等を保護するための除去を必要とする場合

イ　河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のための除去を必要とする場合

ウ　緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合

エ　その他、特に公共的立場から除去を必要とする場合

（２）障害物除去の方法

実施責任者は、自らの組織・労力・機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、すみやかに行うものとする。

ただし、実施困難な場合は、第９節の「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊の派遣を要請して行うものとする。

（３）除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむ得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

３　救助法における障害物の除去

第３章第１３節災害救助法等の適用計画中の３救助の種類および実施の方法による。

４　除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

（１）保管の場合

除去した工作物の保管は、町長、又は警察署長において、次の場所に保管する。なお、町長、又は警察署長は、その旨を保管を始めた日から１４日間公示する。

ア　再び人命・財産に被害を与えない安全な場所

イ　道路交通の障害とならない場所

ウ　盗難等の危険のない場所

エ　その他、その工作物等に対応する適当な場所

（２）廃棄の場合

廃棄する物については、実施者の管理（所有）に属する遊休地および空地、その他廃棄に適当な場所

５　障害物の処分の方法

町長、又は警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

（１）保管した工作物が滅失し、又は破損する恐れがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。

（２）当該工作物等の保管に不相当な費用または手数料を要すると前記保管者において認めたときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。

（３）売却の方法および手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

（４）その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令の定めるとおりとする。

第２６節　労務供給計画

１　労務者の要請

（１）町長は、災害応急措置の実施について労務者を必要とするときは、球磨地域振興局長に対し、文書又は口頭を以って要請する。

（２）町以外の機関において、災害応急措置の実施について労務者を必要とする時、当該機関の長は、直接、球磨公共職業安定所長へ要請すること。

（３）同上の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

ア　求人者名

イ　職種別所要労務者数

ウ　作業場所および作業内容

エ　労務条件

オ　宿泊施設の状況

カ　その他必要事項

第２７節　文教対策計画

災害が発生し又は発生の恐れがある場合、基本法およびその他の法令に基づき、児童・生徒の生命、身体および文教施設を災害から保護し、以って教育行政の確保を図るものとする。

１　実施機関

（１）町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。

（２）町立小・中学校の児童・生徒に対する災害応急教育対策は、教育委員会が行う。但し、救助法が適用された時、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会が、必要関係機関の協力を求めるものとする。

２　文教施設の応急復旧対策

文教施設に災害が発生した場合、教育機関と密接な連絡の下に応急復旧対策を講じ、すみやかに実施しなければならない。

３　応急教育実施の予定場所および方法

町教育委員会は、災害の状況により教育機関と連絡をとり、災害の状況程度に応じて適切な指導を行い、災害における応急教育に支障のないよう町長は、次の事項について措置するものとする。

（１）学校施設が罹災した場合、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるようにする。

（２）応急復旧が不可能な場合は、公民館・寺院・その他民有施設等の借上げを行う。

（３）町教育委員会は、学校長・球磨地域振興局等と緊密な連絡を取り、応急教育実施のため、支障を来すことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努める。

（４）教育学用品等の被害を受けた場合、町教育委員会は所定の様式に従って、県教育委員会に報告する。学校給食の施設・設備・物資等に被害を生じた場合は、町長から県教育委員会に速報する。

（５）救助法による学用品の支給等

第３章第１３節　災害救助法等の適用計画中の３救助の種類および実施方法による。

第２８節　民間団体活用計画

災害における民間団体の応援協力を得て、社会秩序の維持と公共の福祉を確保する。

１　実施機関

（１）民間団体の活用は、町長又は教育委員会が民間団体の協力を求めて行う。本町のみで処理不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接町村に連絡し、協力を求めて行う。

（２）大規模な災害又は広範囲にわたる災害のときは、知事又は県教育委員会に要請する。

２　組織の種別および可動人員等

（１）組　織

青年団・婦人会とする。

（２）活動範囲

活動範囲は、災害の規模又は範囲によって異なるが、おおむね次のとおりである。

ア　青年男子隣接町村

イ　青年女子および婦人会町内

（３）活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりである。

ア　青年男子

主として、罹災者の救助又は災害応急復旧の作業に応援する。

イ　青年女子および婦人会

主として、災害直後の炊出しに従事する。

第２９節　消防計画

１　消防活動計画

（１）災害等の非常事態の場合において、知事より災害の防禦の措置に関し指示があ

った場合は、町長又は団長は速やかに適切な措置を講ずる。

（２）消防団の現況

本　　部

第１分団

（上里１区、上里２区、上里３区、中里１区、中里２区、下里区、植木区）

第２分団

（浜川区、下城区、古城区、上染田区、下染田区）

第３分団

（浅鹿野区、上猪区、中猪区、野中田１区、野中田２区、野中田３区、田上区）

第４分団

（上村区、下村区、馬場区、瀬戸口区）

第３０節　水防計画

水防計画については、別紙湯前町水防計画書に基づいて水防対策の万全を期する。

第３１節　農業部門応急対策計画

災害による農業被害の拡大を防止するため、次のとおり応急対策を実施する。

異常気象により、水稲・果樹・野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、農林振興課は県農政部および農業改良普及センター、農業協同組合並びにその他の関係機関と連絡を密にして、被害農業者に対し応急対策および復旧対策について指導するものとする。

また、被害発生の恐れがある場合についても、未然防止対策について指導するものとする。

第３２節　電力施設応急対策計画

本町の電力供給施設等の災害応急対策については、九州電力送配電株式会社人吉営業所および九州電気保安協会等と密接な連絡を取り、対策に万全を期する。

第３３節　廃棄物処理計画

１　計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

２　廃棄物の仮置場候補地の選定等

町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定、確保に努めるものとする。

また、仮置場では、１次処理（選別）、２次処理（焼却、破砕等）など段階的

な処理を踏まえ、候補地の選定に取り組むものとする。

３　災害廃棄物処理の広域応援体制

（１）町は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.waste-Net）や地方公共団体の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努める。

４　災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災者家屋から災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第３４節　建築物・宅地等応急対策計画

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

１　被災建築物への対応

（１）町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

２　被災宅地への対応

町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国および県、関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

第四章　災害応急対策計画および災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の移行等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき、復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、ほかの地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。

併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第２節　公共土木施設災害復旧計画

国土交通省および農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

１　実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものについては町の責任において実施するものとするが、その法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

２　復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

３　対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

（１）河　川：河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又

はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸

（２）砂防設備：砂防法第１条又は同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は、同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸。

（３）林地荒廃防止施設：山林砂防施設

（４）地すべり防止施設：地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設

（５）急傾斜地崩壊防止施設：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

（６）道　路：道路法第２条第１項に規定する道路

（７）下水道：下水道法第２条第３、４号に規定する施設

（８）公　園：都市公園法施行令第 25 条各号に掲げる施設で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第２条第２号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

４　財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

（２）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

（３）地方債の元利償還金の地方交付税導入

（４）地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債の充当

第３節　農林業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設および共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

１　実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合および森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

２　復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第２節「公共土木施設災害復旧計画」の２「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当って必

要な事項は次のとおりとする。

（１）同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧その他は査定後施行するものとする。

（２）前記１の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。

（３）農地等の復旧事業は原則として３箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に３０%、２年度までに８０%が目安とされている。

（４）その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

３　対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第２条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

（１）農地　耕作の目的に供される土地

田、畑およびわさび田

（２）農業用施設　農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

ア　かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機

イ　農業用道路、橋梁

ウ　農地保全施設、堤防

（３）林業用施設　林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

ア　林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）

イ　林　道

（４）共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

ア　倉　庫

イ　加工施設

ウ　共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

（５）簡易排水施設

山村振興法に基づき簡易排水施設整備事業で整備した簡易排水施設

４　財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

（１）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
（２）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
（３）地方交付税法に基づく地方債の元利補給
（４）地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債
（５）天災による被害農業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第２条第１項の規定に基づく融資

第４節　その他の災害復旧計画

１　住宅災害復旧計画

（１）災害公営住宅の整備

災害公営住宅（公営住宅法第８条第１項の規定による）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低所得者罹災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。整備にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に務めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

ア　適用災害の規模

（ア）地震・暴風雨・洪水その他異常な天然現象による場合

・被災地全域の滅失戸数が、５００戸以上のとき
・本町区域内の滅失戸数が、２００戸以上のとき
・本町区域内の滅失戸数が、本町区域内の住宅戸数の１割以上のとき

（イ）火災による場合

被災地域の滅失戸数が、２００戸以上のとき又は本町の区域内の滅失戸数が、本町区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

イ　建設および管理者

災害公営住宅は町長が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、県において建設し管理するものとする。

ウ　建設・管理等の基準

災害公営住宅の建設およびその管理等は、おおむね次の基準によるものとする。

区　　分	基　　準　　内　　容
入居者の条件	ア　当該災害により、住宅を滅失した世帯であること。 イ　当該災害発生後、３年間は月収２６．８万円以下の世帯であること ウ　現に同居し又は同居しようとする親族を有する世帯であること エ　現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること
建設限度戸数	ア　一般災害は、滅失戸数の３割 イ　激甚災害は、滅失戸数の５割
補　助　率	ア　一般災害の場合は、当該年度の標準工事費の２／３ イ　激甚災害の場合は、当該年度の標準工事費の３／４
規　　格	住宅１戸の床面積が、１９平方メートル以上８０平方メートル以下のものとする。
家　　賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

（２）既設公営住宅の復旧

災害により、公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費、若しくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

（３）一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融公庫による災害復旧住宅資金貸付け又は一般個人特別貸付制度を活用して、復旧に努めるものとする。

２　公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

（１）実施機関　公立学校施設の復旧は、町立学校にあっては町長が行うものとする。

（２）復旧方針　公立学校施設の復旧方針は、第２節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

（３）対象事業　同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地および設備である。

（４）財政援助　公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア　公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ　激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

ウ　地方交付税法に基づく地方債の元利補給

エ　地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債

第５節　被災農業の経営安定計画

災害復旧および災害による経営資金の融資措置として、被害農業者等に対しつなぎ融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

１　天災資金

天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農業者および農業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体は当該融資機関に対して、利子補給および損失補償を行うことにより、被害農業者等の経営の維持安定を図る。

なお、それに要する経費について、国はその一部を補助する。

２　農林漁業金融公庫

（１）災害復旧関係資金

農業施設等の災害復旧について、被害を受けた農林業者および農林業者等の組織する団体に対し、農林漁業金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

（２）自作農維持資金

被害農業者に対し、経営再建費および収入減補填費の融資を行う。

第６節　被災中小企業振興計画

町は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

１　災害復興資金融資

町は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

２　償還の延期等

町は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

３　信用補完制度の充実

町は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

第７節　被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

１　罹災者に対する生活相談

罹災者の生活相談に対応するため、必要に応じて相談員をおき、罹災者の自立安

定を図るものとする。

２　罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」および「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」を参考とするものとする。また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度および罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

３　被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取り組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付、被災者生活再建支援に関する事務の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、町は住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第五章　南海トラフ地震に関する防災対策

第１節　対策の目的

１　南海トラフ地震に関する防災対策の目的及び性質

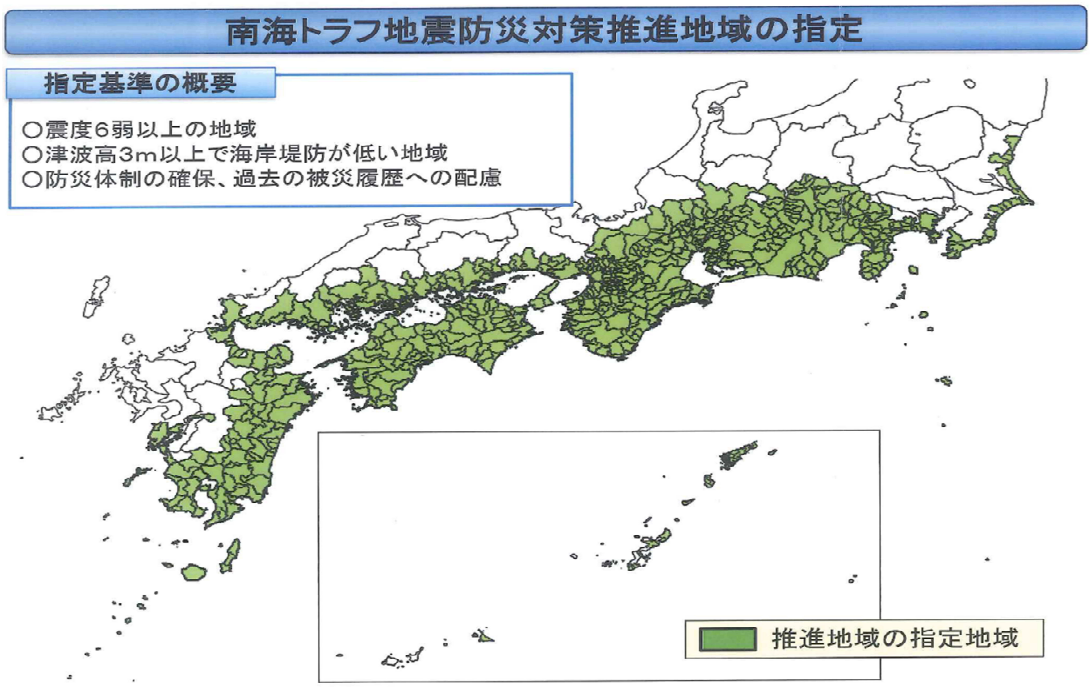
この対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する地震防災体制の推進を図ることを目的としています。

２　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、本町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに町内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第一章 第２節 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務」を準用します。

３　南海トラフ地震防災対策推進地域

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づく推進地域に指定されています。



第２節　関係者との連携協力の確保

第１　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

災害応急対策等に必要な資機材及び人員については、「第三章第１３節　災害

備蓄物資・資機材整備計画、第１６節　食糧供給計画、第１７節　衣料・生活必需品等物資供給計画、第１９節　給水計画」を準用します。

２　人員の配置

人員の配置については、「 第三章　第１節　組織計画、第２節 動員計画」、「湯前町職員防災初動マニュアル」を準用します。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置については、「第三章　第１節 組織計画」「湯前町職員防災初動マニュアル」を準用します。

第２　他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、「 第二章 第１１節 受援計画」を準用します。

第３　帰宅困難者への対応

帰宅困難者は避難者に位置付け、「避難所運営マニュアル」を準用します。

第３節　防災訓練計画

町は、町地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化並びに町民防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、南海トラフ地震防災上必要な訓練を推進します。

その他必要な事項については、「第二章 第６節 自主防災組織整備計画、第７節 地域防災力強化計画、第８節　防災知識普及計画」を準用します。

第４節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１　職員に関する教育

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害及び対策等、防災教育を行うものとします。なお、防災教育の内容については「 第二章 第８節 Ⅱ 町職員に対する防災教育」を準用します。

第２　住民に対する教育

町は、町民等に対し南海トラフ地震に関する防災教育を実施します。なお、この教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な教育を行います。なお、防災教育の内容については「 第二章 第８節 Ⅲ 住民に対する防災知識の普及」を準用します。

第３　児童生徒等に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、「第二章 第８節 Ⅳ 学校教育における防災知識の普及」を準用します。

別紙

検討事項

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が高まっていると評価された場合に発表される「南海トラフ地震臨時情報」を活用した後発地震に備えた対応について、検討する際に参考となる事項の概要は、次のとおりである。

【時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項】

○南海トラフ地震情報（調査中）※1が発表された場合の対応について

・南海トラフ地震情報（調査中）の伝達等

情報伝達の経路、体制及び方法を定める。

○南海トラフ地震情報（警戒）※2等が発表された場合の対応について

・南海トラフ地震情報（警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

情報伝達経路や方法、災害対策本部の設置運営方法その他の事項などについて定める。

・南海トラフ地震情報（警戒）等が発表された後の周知

情報を周知する体制及び方法などを定める。

・災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

情報を収集する体制、伝達する経路及び方法などを定める。

・災害応急対策をとるべき期間等

大規模地震が発生してから災害応急対策をとる期間を定める。

・避難対策等

地域住民等の避難行動等や避難所の運営・安全確保について定める。

・関係機関のとるべき措置

消防機関等の活動やライフラインを供給する体制などについて定める。

・関係者との連携協力の確保

滞留旅客者等への対応について定める。

○南海トラフ地震情報（注意）※3等が発表された場合の対応について

・南海トラフ地震情報（注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

情報の伝達経路や方法、災害に関する会議の設置運営方法その他の事項などについて定める。

・南海トラフ地震情報（注意）等が発表された時の周知

情報を周知する体制及び方法などを定める。

・災害応急対策をとるべき期間等

大規模地震等が発生してから災害応急対策をとる期間を定める。

※1　大規模地震発生の可能性が高まっているか調査を開始した、という情報

※2　調査の結果、以下の地震であることが判明し、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった、と評価された情報

・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグネチュード（以下、「Ｍ」という。）８．０以上の地震

※3　調査の結果、以下の地震または現象であることが判明し、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった、と評価された情報

・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満の地震又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震

・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるすべり

南海トラフ地震防災対先推進地域指定市町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村、同郡木曽町
岐阜市	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県 （全域）	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町
愛知県 （全域）	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、

	田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町 海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村
三重県 （全域）	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡子菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度合町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 （全域）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町　泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡須磨町、揖保郡太子町
奈良県 （全域）	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曽爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡川上村、同郡東吉野村

和歌山県 （全域）	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 （全域）	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡三波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 （全域）	高松市、丸亀市、板出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 （全域）	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 （全域）	高知県、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梼原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町

大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県 （全域）	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原島町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村